

関係事業者 殿

一般社団法人 鶴岡労働基準協会

研削といし（グラインダ）の取替、取替時の
試運転業務に係る特別教育の実施について

初秋の候、貴事業所益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

労働災害防止につきましては、常日頃から格別のご配意を払われておられることと存じます。

さて、当協会において下記により労働者に対する特別教育として事業者に代わって実施することといたしました。

つきましては、まだ特別教育を修了していない方がおられましたら、この機会に受講されますよう、ご案内申し上げます。

『 付 記 』

- ① 労働安全衛生法第59条第3項により、この特別教育の修了者でなければ、研削といしの取り替え、その試運転、調整等の業務に従事することができません。
- ② この特別教育内容は、安全衛生特別教育規程第1条及び第2条に基づき実施するものになります。

記

1 日 時 令和3年10月27日（水） 9：10～17：30
10月28日（木） 9：00～12：00

2 会 場 鶴岡市勤労者会館 1階 ホール
(鶴岡市泉町 8-57・TEL0235-25-2548)

3 教育内容 (1) 機械研削盤並びに研削といし取付具等に関する知識
・・・・・・・・4時間
(2) 機械研削といしの取付方法並びに試運転業務の方法に
関する知識 ・・・・・・・・2時間
(3) 関係法令 ・・・・・・・・1時間
(4) 実 技

(裏面に続く)

- 4 受講料 (1) 会員事業所1名につき 14,700円 (テキスト代含む)
 (2) 非会員事業所1名につき 18,000円 (テキスト代含む)

5 申し込み、その他

- (1) 受講料は、別紙申込書により来る10月20日(水)までに受講料を添えて協会事務局(鶴岡市馬場町8-13)に申し込みください。(FAX可)
 ◇ 銀行振込の場合は、荘内銀行 本店 普通預金(口座番号291860)
 (2) 定員は、30名(定員になり次第、締切りとなりますのでご了承ください)
 (3) 昼食は各自で準備して下さい。
 (4) 受講取り消しは、実施日の3日前までとし、それ以後の受講取り消しには、受講料の返還はいたしませんので、予めご了承ください。
 (5) 全科目を受講された方に、修了証を交付いたします。
 (6) 問い合わせ先： TEL0235-22-1759 ・ FAX0235-22-1761

..... き り と り

別 紙

研削といし取替、試運転業務特別教育受講申込書

フリガナ 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	S・H . .	
	S・H . .	
	S・H . .	
	S・H . .	
	S・H . .	

令和3年 月 日

事業所名

所在地(TEL) _____

※ 支払方法 (該当する箇所にチェック✓をお願いいたします。)

- 参加料を添え、申し込みします。
 _____ 月 _____ 日に口座振込します。

※領収区分	
現金	
振込	

※ 協会記入欄

鶴岡市馬場町8-13

一般社団法人鶴岡労働基準協会 行